

<論 説>

法実証主義の陰影 …G. ラートブルフと E. ヴォルフ

鈴木 敬 夫

Summary

Shadows of Legal Positivism: Gustav Radbruch and Erik Wolf

Keifu SUZUKI

Erik Wolf (1902–1977), a German legal philosopher active before World War II, was an admirer of Hitler and wrote several essays that are seen as giving Nazi rule of law a philosophical basis, including *On the Essence of Action* (Vom Wesen der Täters, 1932), *The True Law in the National Socialist State* (Richtiges Recht im Nationalsozialistischen Staate, 1934), and *The Ideal Law in the National Socialist State* (Das Rechtsideal des Nationalsozialistischen Staates, 1934/1935). Wolf's teacher Gustav Radbruch (1878–1949) advocated a democratic state with rule of law based on relativism (Relativismus), with legal certainty (Rechtssicherheit) at its core. This paper inquires into the influence Radbruch's positivist position had on Wolf's thought and the formation of Nazi legal-philosophical theory.

In his most significant work, *Philosophy of Law* (Rechtsphilosophie, 1932), Radbruch describes the core tenet of positivism as follows, saying in essence that while the judge may hesitate to be a “servant of justice,”

he must always be a “servant of legal certainty”: “We despise the person who preaches in a sense contrary to his conviction, but we respect the judge who does not permit himself to be diverted from his loyalty to the law by his conflicting sense of the right.”

However, Wolf became an adherent of Nazism, a follower of Hitler and an active participant in the Nazi legal regime, saying: “The Nazi state is a judicial state linked to a specific ethnic group, not based on principles first as in legal positivism. It is the judge as ‘plenipotentiary of the people’s community’ (Beauftragter der Volksgemeinschaft) who will enact the ideal courts of the Nazi state in our country. The actions of a judge cannot be constrained by arbitrary principles of formalistic and abstract legal certainty. Rather, they are given a firm basis by an intuitive grasp of the interests of the ethnic group, embodied by the Führer and expressed through the enacted laws.” Here, Radbruch’s figure of the judge as “servant of legal certainty” has completely disappeared, replaced by the judge as “servant of the Führer” and released from allegiance to legal certainty. Wolf’s argument is right in line with the Nazi state principle that “the will of the Führer is the only law.”

However, although it seems unimaginable, according to his own memoirs and the testimony of his indirect protégé Professor Chongko Choi (1947), Wolf in 1933 followed the “testimony of his own faith and conscience” and joined the Confessing Church (Bekannende Kirche), took part in anti-Nazi activities, and took up the study of evangelistic theology of law (Evangelische Rechtslehre). But in fact, it was right at this time that his above-described treatise advocating Nazism was published. Today, there remain much to question about legal philosopher Wolf’s “religious philosophy of law” (Religionsphilosophie des Recht).

目次

序

- I. ラートブルフは実証主義者か
 - II. 「法的安定性」と権威・権力
 - III. ラートブルフの反ナチ論 1933～1942
 - IV. いわゆる「民族共同体の全権委員としての裁判官」
 - V. 刑事手続きの「弛緩」
 - VI. 「制定法を超えた不法実務」論の展開…ダイゼロートの所説にふれて
- 結. プロテスタントとしてのヴォルフ…虚像と実像

序 法哲学者ラートブルフ (Gustav Radbruch, 1878～1949) の門人ヴォルフ (Erik Wolf, 1902～1977) が、ナチス時代に執筆した二つの論文、すなわち「ナチス国家の正当な法」(Richtiges Recht im nationalsozialistischen Staate, 1934)⁽¹⁾、「ナチス国家の法理想」(Das Rechtsideal des nationalsozialistischen Staates, 1934/1935)⁽²⁾ は、ナチスの不法体制に法哲学的に与した論文として知られる。ヴォルフは、後に、これらの論文を執筆した「間違い」(Irrtum) を認めて書簡を記し、『バルメン宣言』を起草した神学者カール・バルト (Karl Barth) に、次のように述べている。いわく、

「君が1945年5月にバーゼルから僕を訪ねてくれたとき、君はいち早く訪ねてきてくれた人のひとりだった。僕らはともに語り、共に仕事をし、そしてともに生きてきた。そのとき、僕は君にどうしても説明しなくては、と思ったのだ。あのことをきいたとき、きみは意外なことばかりだっただろう。僕がハイデッガーの学長任務に加担したこと、ナチズムの法哲学的な位置づけについて二つの論文を書いたこと、そしてそこから引き起こされたもろもろの結果のこと。僕は自己弁護しようとしているのではない。自分がこの点で間違いを犯しているのを認識したとき、僕はこの間違いを正そうとしたのだ」と⁽³⁾。

戦後、ラートブルフの没後まもなく、ヴォルフは師の名著『法哲学』（Rechtsphilosophie, 8. Aufl.）の再版に際して、大部のラートブルフ評伝「編者のまえがき…グスタフ・ラートブルフの生涯と業績」を記したことでよく知られている⁽⁴⁾。評伝はラートブルフの法思想を、ドイツ国内はもとより広く東アジアに普遍する上で大きな役割を果たした。それだけに、なぜヴォルフがラートブルフの相対主義法哲学に反旗を翻したのか、ヴォルフが自認する「間違い」とは何か、謎となって残された。以下は、先行研究に導かれながら、その謎を解き明かそうとする試論である。

I. ラートブルフは実証主義者か

この謎を解くには、法実証主義とラートブルフの相対主義との関係如何を問うことにある。これに関する先行研究、所謂『ラートブルフ公式』に関して、本邦には、上田 健、青井秀夫、足立英彦、酒匂一郎、川口浩一などによる優れた作品が蓄積されている⁽⁵⁾。そしてまた、ラートブルフが当時において法実証主義に立脚していたことが幾多の研究によって明らかにされている。ドイツではロットロイトナー（Hubert Rottleuthner, 1944～）によって、ラートブルフは「1932年の公然の実証主義者（der erklärte Positivist）」と評価され⁽⁶⁾、アレクシー（Robert Alexy, 1945～）もまた「ラートブルフは、ナチス期以前は実証主義者であった」と述べている⁽⁷⁾。さらに、フロムメル（Monika Frommel）は、ラートブルフの実証主義は、学問的な立場を単に政治的にのみ決定可能な対立する「世界観」の表現として叙述する技術に過ぎない、と評した⁽⁸⁾。そして常盤敏太（1899～1978）も、「西南ドイツ学派に育った師が、法律学者として実証主義を強調しながらも、“カトリック的自然法はある”とせられた」と記している⁽⁹⁾。こうしたなかで、本田稔教授の論考は、ヴォルフがナチスに傾斜するに至る本筋を探っている。本田稔教授の論文「ナチス刑法における法実証主義支配の虚像と実像」（2015）がそれである。第三帝国時代の「法律は法律だ」とする法実証主義の思想は、概して「ワイマール時代の民主的な議会制定法を擁護するためにラートブル

フ自身が若い法学徒に説き続けた法思想でもあった。彼らをナチスの不法体制に組み込み、犠牲を強いた理論的責任の一端は自らにもあった」⁽¹⁰⁾ とする指摘がそれである。

では、実証主義を肯定していたとされるラートブルフの一節を、長文ではあるが掲げよう。いわく「正義は法の第二の偉大なる任務であるのに反して、その第一の任務は、法的安定性と平和、秩序である。」そして裁判官の任務について、「裁判官は、実定法秩序の解釈と適用にあたり、法規の妥当の意味、すなわちその効力の要求と、その現実の効力とを同視する法学的効力論のみを信奉しなければならない。法規に効力を持たせる意志があるがゆえに、法規は効力があるのであって、裁判官は自己の法感情を権威的的命令に捧げて、何が法にかなうかということだけを問題にすべきで、決してそれがまた正義にもかなうか否かを問題にしてはならない。それが裁判官の職業的義務である。もちろん人は問うかもしれない。このような裁判官の義務、すなわちその知性を実定法の解釈に捧げることが倫理的に可能なのか、将来の変化を予測できない法秩序に自らの人格を白紙委任することができるのかと。しかしながら、内容的に不正義な法律が作られようとも、かような法の存在することによって、すでに一つの目的、法的安定性という目的を満たしていることは上述したところである。したがって、裁判官は、何が正義であるかを顧慮することなく、法規に奉仕するとはいえ、それにもかかわらず単に偶然的な恣意の目的に奉仕することにはならない。裁判官は正義の僕であることを止めようとも、彼は依然として常に法的安定性の僕であるのは、法規がそれを欲するからである。我われは、自己の確信に反して教えを説く牧師を軽蔑するが、法規に忠実であるがゆえに、それに反する自己の法感情によって迷わされない裁判官を尊敬する」と⁽¹¹⁾。

註

- (1) Erik Wolf, *Richtiges Recht im nationalsozialistischen Staate*, Freiburger im Breisgau Fr. Wagnersche Universitätsbuchhandlung 1934. この論文の拙訳が、

『専修総合科学研究』第26号（専大緑鳳学会、2018.10）101頁以下に掲載されている。

(2) Erik Wolf, Das Rechtsideal des nationalsozialistischen Staates, ARSP Bd. 28 (1934/35), S. 348ff.

(3) Alexander Hollerbach, Im Schatten des Jahres 1933, Erik Wolf und Martin Heidegger. in: G. Schramm/B. Martin (Hrsg.) Martin Heidegger-ein Philosoph und die Politik, 2001, S. 123. この書簡の所在を、ホーラーバッハは Hugo Ott, Martin Heidegger Unterwegs zu seiner Biographie, 1992, S. 227. から得ている。フーゴ・オットー著『マルティン・ハイデガー 伝記への途上で』北川東子・藤沢賢一郎・忽那敬三訳（未来社、1995）350頁。

(4) Einleitung von Erik Wolf: Gustav Radbruchs Leben und Wolf, in: Radbruch, Rechtsphilosophie, 8. Aufl. 1973, S. 17-77.

(5) この問題に関する基本資料としては、Hidehiko Adachi（足立英彦）、Die Radbruchsche Formel. Eine Untersuchung der Rechtsphilosophie Gustav Radbruchs, Baden-Baden2006が挙げられよう。この間、上田健二「ラートブルフ公式と法治国家原理」、同著『生命の刑法学』（ミネルヴァ書房、2002）30頁以下；竹下賢「ナチズムと実証主義——実証主義のスキャンダルク——」、同著『実証主義の功罪——ドイツ法思想の現代史——』（ナカニシヤ出版、1995）31頁以下；酒匂一郎「ラートブルフ・テーゼについて」『法政研究』第78巻第2号（2011）169頁以下；酒匂一郎「枉法と故意——ラートブルフ・テーゼと裁判官の責任」『法政研究』第79巻第1・2号（2012）1頁以下。青井秀夫「実証主義伝説の謎——戦後法哲学の現実と課題」勝本勝・小田中聰樹・川端博・田中輝和編『阿部純二先生古希祝賀論文集 刑事法学の現代的課題』（第一法規、2004）8頁以下、川口浩一「ナチス国家権力を背景とした犯罪処罰とラートブルフ公式」『奈良法学会雑誌』第12巻第1号（1999）51頁以下；上掲書とは別に、足立英彦「『ラートブルフ・テーゼ』（実証主義は法律家を無防備にする）について」青井秀夫・陶久利彦編『ドイツ法理論との対話』（東北大学出版会、2008）299頁以下他が蓄積されている。如上の議論を踏まえても、なお、ラートブルフの理論が実証主義的と見なされることが多い。たとえば、中山竜一著『20世紀の法思想』（岩波書店、2000）26-29頁。

(6) Hubert Rottleuthner, Substantieller Dezisionismus-Zur Funktion der Rechtsphilosophie im Nationalsozialismus, ARSP Beiheft 18 (1983), S. 35；『法、法哲学とナチズム』H. ロットロイトナー編、ナチス法理論研究会訳（みすず書房、1987）54頁。

(7) R. Alexy, Begriff und Geltung des Rechts, 1992, S. 80；酒匂一郎前掲『法政研究』第78巻第2号（2011）177頁。

(8) Monika Frommel, Von der Strafrechtsreform zur "Rechtserneuerung",

- ARSP Beiheft 18 (1983), S. 45; モニカ・フロンメル「刑法改正から『法革新』へ」(園田寿訳) 前掲『法、法哲学とナチズム』72頁。
- (9) 常盤敏太著『ラートブルフ』(鳳社、1967) 289頁。
- (10) 『立命館法学』第363・364号(2015) 754頁、755頁。本田稔教授には、ナチス支配下のドイツにおける「法実証主義」に関する緻密な論文がみられ、果たしてラートブルフが「信頼できる王冠証人なのか」を問う、ダイター・ダイゼロート(Dieter Deiseroth)の論文「責任は実証主義にあったのか?」(War der Positivismus schuld? 2013)を紹介した翻訳、『立命館法学』第360号(2015) 135頁以下、ここでは、法実証主義が法学と司法において支配的であったとする、いわゆる「実証主義伝説」(Die Positivismus-Legende)を批判するダイゼロートの立場が解説されている。144頁、151頁など。なお、ダイゼロートが問いかける、なぜ法律家がナチスの法実証主義に抵抗できなかったのか、については後掲註(76)を参照。
- (11) Radbruch, Rechtsphilosophie, 1932. GRGA II, S. 177-178 (Gustav Radbruch Gesamtausgabe, Bd. 2を、以下ではGRGA IIという形式で略記する)『法哲学』、ラートブルフ著作集第1巻(田中耕太郎)〈以下邦訳と略記する〉223、224頁。この裁判官の法律への忠実(Gesetzestreue)を強調する点は、1914年の『法哲学綱要』以来変わっていない。すなわち「妥当と裁判官」(Die Geltung und der Dichter)について、Radbruch, Grundzüge der Rechtsphilosophie, 1914. GRGA II, S. 173f.; 邦訳著作集2巻(山田晟訳) 158-187頁。

II. 「法的安定性」と権威・権力

実証主義を内包していると指摘される如上のラートブルフの実像について、新カント主義に礎をおく相対主義の側面を再考してみよう。戦後に至り『刑法と法哲学』(Strafrecht und Philosophie, 1975)を説いて名を馳せたヴェルツェル(Hans Welzel, 1904~1944)は、戦前、ナチの御旗を翻して「目的的行為論」を説いたことを秘し、ラートブルフに対峙した。そしてラートブルフ法学思想にみられる三つの法理念の一つ、その「法的安定性」の高揚が、実証主義と新カント主義の誤謬の一面を表していた等と批判したのである⁽¹²⁾。さらに、ラートブルフが主著『法哲学』(Rechtsphilosophie, 1932)で、裁判官に対して、はっきりと「正義」の僕であるよりは「法的安定性」の僕であるべきことを掲げたことが、

終極的には、これがナチス国家の法実証主義を誘う契機になった、と指摘したのである。戦後のヴェルツェルの立場を「豹変」とみるべきか、それとも論理の「進展」とみるか。

裁判官たるものは「正義の僕」に比し「法的安定性の僕」であるべきとする理論には、ラートブルフがワイマール時代から育んできた〈民主主義的な議会制定法を擁護するための論理〉が内在しているといえよう。ラートブルフが若き法学徒に説いた、この「裁判官」像に象徴される「法的安定性」尊重論は、彼の門人や教え子をして、ナチスの法律を違法する司法官僚や裁判官を育て、「法律は法律なり」とする悪しき法実証主義ないし「制定法実証主義」を擁護する⁽¹³⁾、いわばナチズムを受容する考え方に理論的な影響をあたえたのではないかと問責されるものである。

ここで「法的安定性」が身を置く法実証主義の因縁を探ろう。新カント主義に立脚するラートブルフにとって、方法二元論と価値相対主義は、その西南学派の生成と発展過程において、窮極的には多数決の権威に依拠した法的安定性を拠りどころにせざるをえない宿命があったといえよう⁽¹⁴⁾。ラートブルフはいう。「究極の当為命題は、立証不可能な公理のようなものであり、認識することはできず、ただ確信されるだけにすぎない。それゆえ、窮極の当為命題に関して相互に対立しあう主張、相互に争い合う価値観が存在する場合には、それらの間における闘争を科学的な一義性をもって解決することは不可能である。」それは、結局「各個々人の、人格の深みから生じたところの決断……彼の良心に委ねる」しかない、と⁽¹⁵⁾。学問的価値判断による客観的な基礎づけが不可能なことから「良心的な決断」が導かれるにしても、はたしてこの「決断の主体」は、いったい誰であろうか。ラートブルフは、それは「知らざるべし」ということのみが要請されるとしても、それは、いつの日か科学的な一義性をもって諸々の世界観の中から一つを決定する能力をもった天才のために、それらを体系的に展開しておく」として⁽¹⁶⁾、「天才」を「決断の主体」として迎えている。まさに「一つの超個人的地位によって」（durch eine überindividuelle Stelle）⁽¹⁷⁾、権威的かつ実定的に規制されることが、世界

観ないし法律観の争いにとって必要とされる。このことは、相対主義が「理性と科学」に対して一種の不可知論に立つものであるにせよ、妥当根拠を求めるさいに「意思と実力」に力を借りなければならない。そしてラートブルフはいう。「何が正しいか何人も確認できないとすれば、何人かが何が法であるべきか確定することを要する。そして制定された法が、「権威を有する一つの権力命令」(autritätiver Machtsspruch)によって相対立する法律観の抗争を終息させる任務を果たすべきものとすれば、法の制定は、一切の抵抗する法律観に対して自己貫徹できる意思の権限に属さなければならない」と⁽¹⁸⁾。こうして法の「実定性」「Positivität」は、妥当性の構成要素である「法的安定性」を獲得する。

この相対主義の権威志向性こそが、国家社会主義つまりナチズムに対する親和性ではなかったか。それはこの理論に立てば、「実定性」は、規範的なものの現実化を意味せず、むしろ「実施可能性」(Durchsetzbarkeit)と同一視されることになるからである⁽¹⁹⁾。つまり何が法として妥当するかということを「意志と実力」に付託するとすれば、規範的な「当為」の位置に、結果的には実力原理を据えることになりはしないか、という危惧である。上述のように、ラートブルフが法の設定を行うことは、ただ「権威的な権力命令」のみが成し得ることと主張するとき、窮極的には実力思想に傾斜する危険を内包していたといえなくはないか⁽²⁰⁾。まさにヴェルツェルや彼の門人鄭鍾勗(Zong Uk Tjong)によれば、理性と科学についての相対主義的不可知論は、「実力への法の引き渡し」“zur Auslieferung des Rechts an die Macht”⁽²¹⁾あるいは「実定法の絶対主義へ」“zum Absolutismus des positiven Rechts”⁽²²⁾と連なる可能性を伴わざるを得なかったのである。こうしてみると、「方法二元論」と「相対主義」からなるラートブルフの法哲学の顛末には、ナチズム国家の法実証主義へ誘う論理が内在していたのではないかと、という疑義があろう。これは、まぎれもなく理性と科学についての相対主義的不可知論が辿らざるをえない道でもあったろう⁽²³⁾。

確かに、ラートブルフの最晩年の弟子、A. カウフマンもまた、師の伝

記『ラートブルフ 法思想家・哲学者・社会民主主義者』“GUSTAV RADBRUCH, Rechtsdenker, Philosoph, Sozialdemokrat, 1987”のなかで、つぎのように証言している。「ラートブルッフの実証主義と彼の相対主義的民主主義観は、倒錯した国家権力による濫用も促進した。それについては何も言い繕うことはできないし、そうすべきではない」と⁽²⁴⁾。真実、ラートブルフは「法は、その内容上いかに不法に形成されようとも、それは、その目的をすでにそれが単に存在することによって満足させるのである。それが法的安定性という目的である」⁽²⁵⁾と述べている。ラートブルフは、「法は、それが、有効に貫徹できるがゆえに妥当するのではなく、むしろそれが有効に貫徹できるときには、それがそのときにのみ保障しうるがゆえに、妥当するのである」と述べることによって極端な帰結を避けようとした、と⁽²⁶⁾。その意味するところは、法の妥当性は、法的安定性の上に根拠づけられ、権力の上にはない、ということであった。だが、カウフマンは断言していわく、「しかし、それは単なる言葉の遊びである。なぜなら、ラートブルフは、法的安定性を確かに権力に結びつけていたからである」と⁽²⁷⁾。法的安定性と権力をめぐって多様な議論がみられるが、これは最晩年の門人カウフマンの証言であるだけに傾聴されてよい。同時に、竹下賢が新カント主義法哲学は、全体的に実証主義と親近性をもっている⁽²⁸⁾、と指摘し、さらに足立英彦教授が、「ラートブルフの相対主義的法哲学には実証主義「的」とみなされるわけ」があるとも述べている⁽²⁹⁾。こうした見方は、いずれもひろく肯定されているといえよう。

註

- (12) ヴェルツェルの要所を明らかにして、本田稔前掲論文(2015)774頁参照。さらに本田「刑法史認識の対象と方法について」『自由と安全の刑事法学』生田勝義古希祝賀(法律文化社、2014)では、新ヘーゲル主義へと傾斜したビンダーの影響下にあったヴェルツェルが、積極的に自然主義や新カント主義を批判する刑法へ傾斜する経緯を明らかにしている。R. ドライアー「ユリウス・ビンダー、帝国とナチスの間の法哲学者」(Ralf Dreier, Julis Binder (1870-1939)-

Ein Rechtsphilosoph zwischen Kaiserreich und Nationalsozialismus, 1987) 本
田稔訳『立命館法学』第350号(2013)543頁以下。とくに「敗戦とヘーゲル
哲学への接近」、551頁以下。だが終に、ヴェルツェル自身も「確信」的にナチ
スに傾斜したことを、A.カウフマン(Arthur Kaufmann)によって指摘され
た。カウフマンは言う。「私はもちろん、反対の理由が認められないかぎり、
当時のナチスのお好みどおりに教示し、著作した人びとは、日和見主義者や経
験主義もそこかしこにともに作用していたにせよ、確信(Überzeugung)から
そうしたのだ、という事実から出発する。ナチス管弦楽の中とともに演奏し
なくても、法哲学者として決して生存の危機あるいは職業上の危険があった
わけではないということについては、実例がある。私はカール・エンギッシュ
(K. Engisch)とハンス・ヴェルツェルを挙げるだけにしておく」と。A.
Kaufmann, Rechtsphilosophie und Nationalsozialismus, in: Recht,
Rechtsphilosophie und Nationalsozialismus, Herausgegeben von Hubert
Rottleitner, ARSP Beiheft Nr. 18 (1983), S. 2-3; A.カウフマン「法哲学とナチ
ズム」(上田健治・竹下賢訳)前掲『法、法哲学とナチズム』3頁。

本稿は、ヴェルツェルのナチ刑法論を論評するところではない。ただ、最晩
年のヴェルツェルと交信していた者の一人として、カウフマンが指摘するヴェ
ルツェルの「確信」とは何か、その一端を明らかにすることだけは許されよう。
※第三帝国時代、ヴェルツェルは「目的的行为論」を立ち上げ、ナチ刑法論の
生成に一定の貢献をしたことは余りにも有名である。彼の観点は、法を存在
論的に基礎づけようとするもので、「人間の社会被拘束性」を強調して、「刑法に
おける自然主義と価値哲学——刑法学のイデオロギー的基礎に関する研究」
(Naturalismus und Wertphilosophie im Strafrecht. Untersuchungen über die
ideologischen Grundlagen der Strafrechtswissenschaft. 1935)を著し、ナチズ
ム下における正しいイデオロギーとは何か、を追求した。ヴェルツェルによ
れば、シュミットと同じく、国家は「例外状況」においては、最終的な法的拘
束からも、すなわち刑法上の規範の構成要件該当性からも解放される。ナチ
ス国家の誕生という1933年の「精神的変革」が、あらゆる学問研究の「時間
的先行条件」とされ、この「変革」を、刑法学を新たに根拠づける「実体」と
みた。そして、当時において「学問は民族的、国家的共同体の現在の運命とし
て、学問とこれに従事する人々を包圍している歴史的状況の具体的必然性」に
眼を向けなければならない、と声明した経緯がある。筆者への書簡では戦前
について触れることはなかった。ここにおけるヴェルツェル像については、
主にモニカ・フロンメル論文(前掲)、及び、クラウス・マルクセン「ナチズ
ムにおける犯罪論の法哲学的根拠づけ——刑法学的思考の連続性の問題につ
いて——」山中敬一訳; Klaus Marxen, Die rechtsphilosophische Begründung
der Strafrechtslehre im Nationalsozialismus-Zur Frage der Kontinuität

strafrechtswissenschaftlichen Denkens, ARSP Beiheft18 (1983), S. 58-59. 前邦訳 82 頁以下、とくに 88 頁によった。なお、ヴェルツェルの法思想的背景については、青井秀夫「カール・エンギッシュの法哲学の基礎（二）——「事物の本性」論を中心として」『法学』東北大学第 43 巻第 3 号（1979）48 頁以下。とくに先行研究として、ヴェルツェルがナチスの民族全体主義の影響を受けていたことを指摘し、「ナチス法思想と目的的行為理論」の関係を説いた、内藤謙「目的的行為理論の法思想史的考察」『刑法雑誌』第 9 巻第 1 号（1958）30 頁以下がある。

(13) 「制定法実証主義」は、リューターズが指摘するようにシュミットが育んだ「法の権力理論」と符合するといえよう。Bernd Rüthers, Carl Schmitt im Dritten Reich-Wissenschaft als Zeitgeist-Verstärkung?, 2. Aufl. 1990, S. 57ff.; 『カール・シュミットとナチズム』古賀敬太訳（風行社、1977）58 頁以下参照。リューターズはいう。「制定法実証主義にとって、法の妥当根拠は権力である。この法の権力理論は、長い間ドイツ国法学を支配してきたし、何世代にもわたってドイツの法律家たちを精神的に形作ってきた」と。B. Rüthers, Rechtstheorie, 3. Aufl., 2007, S. 297; 酒匂一郎前掲『法政研究』第 78 巻第 2 号（2011）186 頁。

(14) この点については、拙論「戦時期における相対主義の受容と変容——G. ラートブルフの所説をめぐって」『専修総合科学研究』第 23 号（2015）16 頁。とくに II. 相対主義の権威志向性 において触れた。

(15) Radbruch, Rechtsphilosophie, GRGA II, S. 235; 邦訳 119 頁。

(16) Radbruch, a. a. O., S. 313; 邦訳 221 頁。

(17) Radbruch, a. a. O., S. 313; 邦訳 221 頁。

(18) Radbruch, a. a. O., S. 321; 邦訳 222 頁。この認識としての価値判断の限界については、旧著『法哲学序説』（成文堂、1988）、100 頁以下。ここにいう相対主義における「決断の主体」や「権威」の観念についての鋭敏な研究として、菅原寧格「M. K. ウェーバーとヤスパースにおける価値思考の法哲学的意義——現代正義論の思想史的背景——」『北大法学論集』第 58 巻第 2 号（2007）719-786 頁がある。また、菅原寧格教授は「承認説としての法の妥当根拠論」を精緻に展開した。主題「法の妥当根拠論再考」（於：北海道大学法理論研究会、2018. 10. 27）

(19) この“Durchsetzbarkeit”について、ラートブルフは、「法は有効に実現せられるが故に効力を有するのではなく、それが有効に実現し得られるときにはじめて法的安定性を与えうのが故に効力を有する」として、それを法の妥当根拠としてではなく、その条件として理解するよう求めている。Radbruch, GRGA II, S. 314; 邦訳 222-223 頁。

(20) ラートブルフ自身、このような効力の根拠づけがシュミット（C. Schmitt）

によって「決定主義」「Dezisionismus」と名付けられていることを承知している。Radbruch, GRGA II, S. 313. 邦訳 226 頁。

- (21) Welzel, Naturrecht, 4. Aufl., 1962, S. 188 in: Zong Uk Tjong, Der Weg des rechtsphilosophischen Relativismus bei Gustav Radbruch, Ludwig Rohrscheid Verlag, Bonn 1967, S. 58ff.; 鄭鍾晟「法の効力——ラートブルフの所説を中心として」鈴木敬夫編訳『現代韓国の法思想』(成文堂、1982) 81 頁以下。上記とは別に、ヴェルツェルがこだわる“Autorität”の観念について、Welzel, Die Frage nach der Rechtsgeltung, Köln und Opladen 1966, S. 23 は、「法の限界」を発見する上で意味をもつ。
- (22) Armin Kaufmann, Probleme rechtswissenschaftlichen Erkennen am Beispiel des Strafrechts, in: Berliner Universitätstage, 1962, S. 149.
- (23) 鈴木敬夫『法哲学の基礎』(成文堂、2002) 111 頁以下、いわゆる「哲学的効力論」について、註 29 参照。
- (24) Arthur Kaufmann, GUSTAV RADBRUCH Rechtsdenker, Philosoph, Sozialdemokrat, R. Piper GmbH, München 1987, S. 150; アルトゥール・カウフマン著『グスタフ・ラートブルフ』中義勝・山中敬一訳(成文堂、1992) 188 頁。
- (25) A. Kaufmann, GUSTAV RADBRUCH, S. 127; 前掲邦訳 155 頁。
- (26) A. Kaufmann, a. a. O., S. 127, S. 128. 前掲邦訳 158 頁。
- (27) A. Kaufmann, a. a. O., S. 128. 前掲邦訳 158 頁。
- (28) 竹下賢前掲『実証主義の功罪——ドイツ法思想の現代史』199 頁。
- (29) 足立邦彦「ラートブルフ・テーゼ、(実証主義は法律家を無防備にする) について」前掲『ドイツ法理論との対話』298 頁。最近では H. Adachi, Gustav Radbruchs Kritik am Positivismus, in: Rainer Schmidt (Hrsg), Rechtspositivismus: Ursprung und Kritik, Baden-Baden 2014, S. 157-167 が注目されている。

Ⅲ. ラートブルフの反ナチ論 1933~1942

しかし、ラートブルフの理論に対する受け止め方に濃淡がみられるなかで、「法的安定性と権力」を結びつけて、その結節点が単にナチス法制を支えたとだけ指摘することは、誤解を招くであろう。はたして 1933 年以降、ナチ法制化が進む法制改革の実状を、ラートブルフは手をこまねいて傍観視していたであろうか。すなわち、自らの価値相対主義がいわゆる実証主義「的」であったと同時に、これが実定法の不法を培養していく実態を目の当たりに見たラートブルフは、自らの立場を顧みて、

遅すぎはしたが徹底してナチスの不法の出現を忌避しようと努めた。とくに、彼は戦後に至って「実定法と正義とが極端になって、この実定法によって保障されている法的安定性が、このような不正義に対しては、もはやまったく何らの意味もなくなる程のものになっている場合には、不法なる実定法は、正義に道を譲らなければならない」（1947）⁽³⁰⁾と述べたが、これはその不法な制定法を忌避した戦前の立論と符合するものである。ナチ期、戦後において、幾多のナチ批判論文を著した彼の行為は、自らの理論が内包していた制定法の不法に誘う萌芽に対する自戒と警鐘の表われとみられよう。

たとえば、ナチへの批判論は、ヒットラー体制が固められた1933年には、矢継ぎ早やに3篇が著され、その不法性が説かれている。すなわち、「権威刑法か社会的刑法か？」（Autoritäres oder soziales Strafrecht?, 1933）⁽³¹⁾、「ファシスト的な刑法」（Faschistisches Strafrecht, 1933）⁽³²⁾、「刑法改革とナチズム」（Strafrechtsreform und Nationalsozialismus, 1933）⁽³³⁾、「法哲学における相対主義」（Der Relativismus in der Rechtsphilosophie, 1934）⁽³⁴⁾、「法の目的」（Der Zweck des Rechts, 1937）⁽³⁵⁾、「ペーター・グンター 愚か者にして英雄」（Peter Günter-Narr und Held, 1911, in: *Elegantiae Juris Criminalis*, 1938）⁽³⁶⁾、「ドイツ化されたキケロー ヨハン・フォン・シュヴァルツェンベルクの“義務”の翻訳について」（Cicero deutsch Zu Johann von Schwarzenbergs Officien-Übersetzung, 1942, in: *Elegantiae Juris Criminalis*, 2. Aufl. 1951）⁽³⁷⁾などがそれぞれである。これらの諸論文には、ラートブルフが説いたとされる「法実証主義」が濫用され、それが「実定法の不法」として現実のものとなっていく足音を直に聞くことができたラートブルフ自身の、来るべき破局の前触れに対する警告、挑戦の精神が漲っている。以下に、如上の反ナチ論文を素描する。

先ず、発刊停止処分を受けた論文「権威刑法か社会的刑法か？」では、ナチ刑法への改革論者ニコライ（Helmut Nicolai）とその追従的解釈者グライスパハ伯爵（Gleispach）の掲げるナチ刑法の論点を6点に亘り批

判し、その権威主義的性格を明らかにしている。いわくナチにとって犯罪とは「人種として把握された民族共同体に向けられたもの」であって、「生命に敵対し正義を害する墮落から守ること」が刑法の目的である、と。ナチスの世界観的政治観では、政党の見解に対する寛容はおよそ存在しない。確信犯の観念は刑法から姿を消さねばならない⁽³⁸⁾。

ラートブルフは主著『法哲学』第23章の冒頭で、1930年のファシストイタリー刑法典が、超個人主義的法律観の下に、国家に対して生殺与奪の権を認めたことを批判している。論文「ファシスト刑法」は、これを承けて、NSDAP(国家社会主義ドイツ労働者党)全国指導部内政局長ヘルムート・ニコライの「人種法の法学」(Die rassengesetzliche Rechtslehre)、すなわち「ナチス法哲学の基本特徴」に対する批判である。ニコライの理論は、「遺伝的な素質の事実をすべての考慮の出発点」にして、「刑法の目的は法の目的と同様に、そもそも民族を、生存を脅かし、法を侵害する退廃から守ること」である。犯罪は退廃であって、法違反者は生まれつきの下等人間である。それゆえ「刑法は、犯罪者の矯正や浄化を目的としない。」まさに「このような選別的かつテロリズム的な刑法の主要手段」として「死刑、終身刑、そしてなにより優生学的不妊・断種措置」が推奨される。これらは真に、イタリア刑法がファンファーレを以て迎えた死刑制度の導入以外のなにものでもない、と⁽³⁹⁾。

論文「刑法改革とナチズム」においても、「環境か素質か」という議論の顛末が、ニコライの「人種法の法学」、すなわち「矯正不可能」論に陥ってしまったことが指摘される。グライスパハによって、公然と「一つのナチス民族部分の世界観的かつ政治的な見解が民族全体に捺し付けられ、“相対的妥当性とは別れを告げられ”同等の権利を有する国家理念の競い合い、政党思想を超えた寛容はナチズムには存在しない」とされる。加えて、ナチ刑法は「法は倫理である」を賞揚するが、それは「刑罰は名誉棄損である」ことにほかならない。したがって「異なる思想を持つ者の名誉を棄損すること」は、ナチ刑法思想の必然的な結末である。その結果、「二重の法倫理の危険、二重の法律、すなわちナチ党員のための

法と政治的敵対者のための法」という危険が迫りくる。「行動の動機は犯人自身の確信に基づいて測定されるのではなく、特定の世界観かつ政治的見解の“客観的”な尺度に基づいて測定される」という危険である⁽⁴⁰⁾。

厳しい言論統制の下にあって、フランス語で発表された論文「**法学における相対主義**」は、時勢に抵抗するラートブルフの姿勢がよく表現されている。すなわち、「相対主義、それは普遍的な寛容である——しかし、不寛容に対してまで寛容であることはできない。」「相対主義は、証明することができないような論敵の信念に対して闘うべきことも含んでいると同時に、同じように、否定することのできないような論敵の信念に対しては、これを尊重せよと、勧めることに努力をおしまない。その結果として、一方では、断乎として闘う態度をとり、他方では、判断の寛容と適正を持するというのが相対主義の倫理であるということになる」と⁽⁴¹⁾。

論文「**法の目的**」もまた確かな反ナチ抵抗論であるといえよう。すなわち「総統」の命令が、法的安定性と正義をまったく省みることなく最上の法律とみなされた当時、ラートブルフは、次のように批判している。

いわく「法が総統の命令以外のものでないならば、法による総統自身の拘束も、従って、法治国家や、主観的公権も説明のないままにとどまる。これらの概念は、むしろ、形式的には法的安定性の思想の実証的内容からのみ、実質的には正義の思想の個人主義的内実からのみ説明されうる。さらに、裁判官の独立性は、法が単に公共の福祉に仕える総統の命令のみであったなら、それがたんなる合目的性思考と命令服従とは独立である固有の法律性を展開しなかったならば、理解し難いものにとどまる」と⁽⁴²⁾。この慎重な言い回しのうちに、ナチスの不法国家に対するラートブルフの痛烈な批判を読みとることができよう。

「ペーター・グンター、愚か者にして英雄」という題名の、無垢

に対する死刑執行を扱った論文(1911)が、『刑事法抜粋』の初版に掲載されている。これはルターの正教の時代に、宗教的信念に基づいてキリストの神性を否定した一人の職人に対する不寛容な処刑を扱った論文である⁽⁴³⁾。ラートブルフが敢えて1938年に、この旧稿を再刊行する意図は何か。「民族及び国家保護のための大統領令」(Verordnung des Reichspräsidenten zum Schutz von Volk und Staat, 1933)以降、当時において、ナチに敵対した者を極刑に処することを是とする、不寛容で残忍な刑の執行が日常化したことに対する抵抗の意思表示ではあるまいか。ルター時代には、無垢のペーター・グンターが神を冒瀆した廉で断首され、ナチス時代には、民族への裏切り者と見なされた者は、総統を冒瀆した廉で処刑されたといえよう。

「暴君と暴れ回る犬は、— 彼を殺す者は褒め称えられる」(“Tyrannen und ein Hund, der tobt -Wer die ertödt, der wird gelobt”)を引いて、ラートブルフは歴史的な装いをしながら、「ドイツ化されたキケロー」(Cicelo deutsch)を論じている⁽⁴⁴⁾。論文「ドイツ化されたキケロー ヨハン・フォン・シュヴァルツェンベルクの“義務”の翻訳について」(1941)は、キケローの代表的著作『義務について』(De Officiis)の含意を考察したものといえよう。キケローは、神々に対する義務、祖国に対する義務、共同体に対する義務など、人々の果たすべき義務を論じている。はたして、この論文の行間に、ラートブルフのいう不寛容な権力者に対してまで、寛容であることはできない、とする相対主義の含意を読みとることが許されるか。そのさいラートブルフが戦後に書いた小論「政治的謀殺」(Der politische Mord, 1948)は注目されてよい⁽⁴⁵⁾。

これら諸論文の行間には、ラートブルフによる反ナチ抵抗の精神がちりばめられている。

註

- (30) Radbruch, Vorschule, S. 33; 邦訳著作集第4巻67頁。Radbruch, Aphorismen zur Rechtsweisheit, Göttingen 1963, S. 32; なお鈴木敬夫訳『G. ラートブルフ 法思慮への箴言』Ⅱ、『論集』札幌商科大学第16号(1976)194頁。
- (31) Rabruch, GRGA VIII, Strafrecht II, S. 226-237.; 拙訳前掲『魔笛の刑法』35頁以下; 今日では『札幌学院法学』第23巻第2号(2007)109頁以下に再掲されている。この論文は法律雑誌“Gesellschaft”の第10巻第3号(1933.3)に掲載されたが、この雑誌は本稿を掲載した廉で以後、発行停止処分を受けた。
- (32) Radbruch, GRGA VIII, Strafrecht II, S. 221-225.
- (33) Radbruch, GRGA IX, Strafrechtsreform, S. 331, 335.; 拙訳「刑法改革とナチズム」『札幌学院法学』第25巻第2号(2009)143頁以下。
- (34) Radbruch, GRGA III. Rechtsphilosophie III, S. 17-22.; 邦訳著作集4巻巻頭。
- (35) Radbruch, Der Zweck des Rechts, GRGA III. Rechtsphilosophie III, S. 39-50; 前掲拙訳『魔笛の刑法』74頁以下。
- (36) Radbruch, Elegantia Juris Criminalis (1938/1950), S. 130-140; GRGA XI. S. 395-409. (GRGA IV, S. 236-245. Peter Günther der Gotteslästerer. Ein Lübecker Kulturbild aus dem Jahrhundert der Orthodoxie); ナチ刑法が謳歌していた1938年に、ラートブルフは、この初版において宗教的不寛容による冤罪、「死刑執行」を扱った1911年の旧稿、“Peter Günther Narr und Held”を挿入し、国家権力による反ナチ確信犯に対する極刑を問責している。この拙訳は、1973年に邦訳紹介された。『札幌商科大学論集』第11号139頁以下。今日では、『札幌学院法学』第23巻第2号(2007)132頁以下に再掲されている。
- (37) Radbruch, GRGA XI, S. 395-407. [Elegantiae, S. 90-103.]
- (38) Radbruch, Autoritäres oder soziales Strafrecht?, GRGA VIII, S. 226ff. これは当時において、真正面から行った最初のナチ刑法批判論文であった。ラートブルフいわく「この改革では、権威的要素のみが残されただけで、社会的という緯糸は完全に没却されてしまっている」と。後述するように、この反ナチ論文で、ラートブルフは彼の最初の門人ダーム(G. Dahm)が、明らかに「ナチス刑法改革者」の一人に豹変してしまったことを糾弾している。S. 232ff.; 前掲拙訳120頁、123頁。
- (39) Radbruch, Fascistisches Strafrecht, 1933, GRGA VIII, S. 221-225.
- (40) Radbruch, Strafrechtsreform und Nationalsozialismus, 1933, GRGA IX, S. 331, 335. 前掲拙訳「刑法改革とナチズム」146頁。
- (41) Radbruch, Der Relativismus in der Rechtsphilosophie, 1934, GRGA III. S. 21; 邦訳著作集第4巻『実定法と自然法』、尾高朝雄訳、巻頭。この不寛容論

はナチ興隆期に発表されたものである。戦後の“Gesetzliches Unrecht und übergesetzliches Recht, 1946” (GRGA III, S. 83ff.) より 12 年も早く、不寛容な「制定法の不法」を糾弾し、“不寛容に対しては不寛容を以て対処すべき”と訴えていたことに注目すべきであろう。木村亀二はいち早く本邦に紹介したが、ラートブルフについて「蓋し、彼が一切の価値に関してその相対性をせるものなりとすれば、彼らの理論的主張も一つの相対的価値より有せざるものなり自ら懷疑論に陥ってうが故である」と評価を下した。「ラートブルフの相対主義的法価値論(1)」『国家学会雑誌』第 36 卷第 12 号 (1922) 83 頁。しかし、ラートブルフがナチに抵抗して論文「法哲学における相対主義」を発表すると、同じタイトルで紹介論文を著し、「相対主義には二個の結論が含まれている。第一には、それは、自己の反対論に対して、その反対論が理論的に証明せられ得る者ではないことを主張して争うことであり、そして第二には、しかしながら、その反対論は、また、これを反駁つくし得るものでないこととしてこれを尊重することである。換言すれば、相対主義の道徳は、一方では他に対する闘争ということであり、他方では他に対する寛容ということである」とした。『法律時報』第 7 卷第 5 号 (1935) 23-25 頁。しかし木村には、この不寛容に対してまで寛容ではないとする相対主義の本旨が明確に把握されてはいなかった。その証に、彼は「指導者国家の理論」『法律時報』第 7 卷第 10 号 (1935) 23 頁以下、「法学に於ける『民族精神』の再生」『法律時報』第 8 卷第 4 号 (1936) 19 頁以下を表して、親和的にナチ体制とその法律を紹介しているからである。なお戦時期の木村亀二による「国体」の観念を積極的に受容した刑法論をめぐって、鈴木敬夫「戦時期における相対主義の受容と変容…G. ラートブルフの所説をめぐって」『専修総合科学研究』第 23 号 (2015) 15-30 頁とくに 23 頁以下。なお、ラートブルフの「法哲学に於ける相対主義」は、鈴木敬夫訳「拉德布鲁赫・法哲学上の相対主義」として、現下の中国ではじめて『法学叢』(中国社会科学法学研究所) 1991 年第 1 期に掲載された。

(42) Radbruch, Der Zweck des Rechts (1934), GRGA III, S. 48 ; 拙訳『魔笛の刑法』前掲 91 頁。カウフマンは、ラートブルフが論文「法の目的」で展開したこの反ナチ論を、「もはや妥協しえないナチスの不法国家への、これ以上ない痛烈な告発であったことか」と評価した。A. Kaufmann, a. a. O., S. 141. 前掲邦訳 176 頁参照。

(43) Radbruch, Peter Günter -Narr und Held (1911), GRGA IV, S. 236-245 ; 拙訳「ペーター・グンター 愚か者にして英雄」『札幌商科大学論集』第 11 号 (1973) 139 頁以下。今日では、『札幌学院法学』第 23 卷第 2 号 (2007) 129 頁以下に掲載。後人は、ラートブルフが 1911 年に著した旧稿を、ナチによる刑法改革に突き付けた鋭気を読み取らなければならない。

(44) Radbruch, Cicero deutsch. Zu Johann von Schwarzenbergs Officien -

Übersetzung (1942), GRGA XI, S. 402. キケローのいう祖国に対する人々の義務とは何か、何が許され、何が拒絶されるのか。キケローは義務の観念には「人類に共通の同源性」(communis humani generis societas)が含まれている。ここでは、異邦人 (peregrinus) が都市に住むことを禁ずる非人間的 (inhumanum) な取り扱いに対して、「寛大に許すことが望ましい」との立場がとられている、とする。森谷宇一「キケローの『義務について (de officiis)』への一考究」『東北大学教育学部研究年報』第27集 (1979) 31頁。この点に関連して、ラートブルフの小論「政治的謀殺」がある。GRGA XI, S. 336.

(45) Radbruch, Der Politische Mord (1948), GRGA IX, S. 336-338. この小論では、a. ワイマール時代のラーテナウ (Rathenau) 等への謀殺行為、b. 「ナチスの権力者によって政治的または人種的に引き起こされた謀殺」、c. 1944年7月20日の「暗殺計画」(Attentat)を課題としている。焦点は、「民主主義国家体制内では絶対に非難されるべき政治的謀殺」である。ラートブルフ持論の「確信犯」論の立場からみて、はたして「ナチスの指導者をそもそも確信犯として取り扱うことができるか否か、極めて疑わしい」とする。そして、政治的謀殺をめぐるツイン (Zinn) とシュトック (Stock) の論争を題材にして、次のようにいう。我われには、ヴィースバーデンの法律家会議が提案し、ツインが承認した「人種的、政治的または宗教的理由により」犯された殺人という加重要件は、広すぎる表現であると思われる。この表現では、シュトックがこれに対して挙げたような、飲食店での政治的敵対者間の殴り合い事件もふくまれてしまう。「政治的とされる動機から犯された殺人事件において、殺人の故意に加重される要件は、犯人の不寛容であり、犯人の意思の、その意思の中に明らかな共同体に対する敵意による、特別な危険である。」このツインの言葉が政治的謀殺に対する厳罰化の理由を的確に言い表すのであれば、ツインは政治的理由による殺人という限定をするのではなく、むしろ狭く、「政治的な不寛容または悪意による」殺人としなければならない、と。(S. 337-338)

IV. いわゆる「民族共同体の全権委員としての裁判官」

ラートブルフが、如上にみられる反ナチ論文を展開していた同じ時期に、ヴォルフは数篇の論文を著して、ナチス体制にすり寄っている。そこには時勢に乗ったラートブルフの一人の弟子の実像を見ることができよう。すでにヴォルフの周囲には、ナチス法理論に法哲学的基礎を提供したビンダー (Julius Binder, 1870-1939) の新ヘーゲル主義が謳歌しており⁽⁴⁶⁾、いち早くナチスの御用学者としてキール大学の学長に昇りつめたダーム (Georg Dahm)⁽⁴⁷⁾ も傍に鎮座していた。加えて、ナチ学長ハ

イデガーの腹心としてヴォルフはフライブルク大学法学部長に就任した⁽⁴⁸⁾。その一方で、神学者ニーメラー (M. Niemöller) やバルト (K. Barth) は、「告白教会」への参加を通じて、プロテスタントのヴォルフに少なからず影響を与えた事実も記されている。後に、神学者 H・E・テート (Heinz Eduard Tädt) は、この間の経緯を、つぎのように証言している。

「1933年～1934年という年に、カオス的な方向喪失がプロテスタント教会を支配し、その結果、人々は内面的・神学的に、そうでなければともかく外面的に、そしてその場合には良心の痛みを感じながらも、ナチスの権力拡大に順応し、共同して抵抗できなかったことをみた。ルッター派の人々は、かれらルッター派の信仰告白について、現在において模範とすべき共同の解釈を、見いだしていなかった。有名な神学者たちは、《指導者》と《新しい国家》への無批判な敬意を表することによって人々を混乱させた。したがって、ナチス政権に抗して、聖書と信仰から生ずる根本的な反対を内心に感じた人は、長らく孤立し、あきらめ切っていた」と⁽⁴⁹⁾。

このような環境の下で、ヴォルフはナズムを受容する論文を著した。次の論文は、当時の彼の考え方をよく表記しているといわれる。まず刑法分野の論文「行為者の本質に関して」(Vom Wesen der Täters, 1932)⁽⁵⁰⁾、「刑法改正の危機と再建」(Krisis und Neubau des Strafrechtsreform, 1933)⁽⁵¹⁾、がある。そして、既述したナチス国家に対して法哲学的基礎を与えたとされる論文「ナチス国家における正当な法」、「ナチス国家の法理想」があげられる。これら4篇は、実証主義を説いたラートブルクの理論的影響を否定できなくはないが、どちらかといえば、むしろヴォルフ自らが国家主義的なナチズムに親和性をもって構想し、真に「総統」を指導者として信奉し執筆したのではないか、と思われる節が随所に展開されている。それは、以下に素描する彼のナチス国家論を垣間見れば判然とするであろう。

まず、ヴォルフが説く「ナチス的な裁判官の理想像」についてみよう。

ナチスにとって理想とされる裁判官が、いま判決を迫られた場合、彼は犯罪者ないし行為者に如何に対処し判決すべきか。その結論を先取りすれば、ヴォルフは、犯罪行為者を「民族共同体の利益を害する者」の類型として把握し、科刑は民族共同体における価値判断に立脚すべきことを力説して、ナチ政権下の判決に大きく貢献した。彼の刑法観からみる可罰論を略述しよう。

ヴォルフは、G. フッサール (G. Husserl) の影響の下に論文「行為者の本質に関して」(Vom Wesen des Täters) を著し、刑罰を科される対象者の本質に、「情操頹落」(Gesinnungsverfall) という観念を提起している⁽⁵²⁾。ヴォルフにとって、人間は法的共同体の形成主体であり、共同体の法規範を遵守する法的人格者にはかならない。人間によってなされるさまざまな意思活動、その連続性、統一性、人格性つまり「情操」(Gesinnung) が、法を遵守する性質を有するときに、人間は法的人格者としての適性をもつとされる。換言すれば、「法に合致する情操」(rechtliche Gesinnung)こそが、人間をして法人格者たらしめる。もし情操が法に背反するとすれば、彼は法的人格者たる地位から脱落することになる。ヴォルフは「彼の法的情操が突発的あるいは継続的または部分的かつ全体的な頹落の傾向を示顕する者」が犯罪行為者であり、彼は「法的人格者たるべき一切の態度に乖離し、墮落を重ね、やがて頹落し(verfallen)、もはや法的存在者たりえない」⁽⁵³⁾という。この理論は、人間の「内的傾向」に注視し、法的共同体への寄与を人格と結びつける実質、いわば彼の法的生活の実質的先験性 (die materialen Aprioritäten des Rechtsleben) の面から行為者の法的概念を把握しようとするものである。まさに法的共同体の成員に先験的に観念される頹落可能性 (Verfallsmöglichkeit) を刑法的概念にまで高め、刑罰賦科の対象者の本質に据えることを意味する⁽⁵⁴⁾。

この「行為者本質論」では、明らかに行為者主義の原理が前面に押し出され、行為主義と罪刑法定主義の破壊が現実のものとなろう。まさに情操頹落者に対する評価と段階づけが、およそ裁判官に開かれたものと

ならざるを得ないからである。情操頹落論には権威主義刑法への展化がみられる。ヴォルフの「ナチス国家の法理想」論にいう「民族共同体の全権委員」としての裁判官の権威は、いきおい民族共同体のもとにおける行為者概念に反映され、その行為者類型は、民族共同体利害を害する者の類型如何に把握され、科刑は民族共同体における価値体系に立脚した裁量を促す。その結果、終に行為者類型は一元的なものに還元されてしまい、ナチズムの立場から価値判断され、民族直観に反する人格的存在であることが科刑の根拠になる⁽⁵⁵⁾。ヴォルフはいう。「民族社会主義国家では、犯罪は、第一に抵抗と反逆として現れる……行為者は不服従な法的共同体の成員であり、彼の法的情操の頹落が非難される」と⁽⁵⁶⁾。こうした裁判官の営為は、ナチス国家を敵視する一切の行為に対する判決に如実に表れていることは、後にふれる裁判官に開かれた刑事司法手続をみれば一目瞭然である。

ヴォルフの論文「ナチス国家の法理想」は、論文「ナチス国家における正当な法」に比べ、わずか一年の後の著作である。そこには、よりはっきりとC.シュミットに傾斜した姿がある。彼は、シュミットの掲げる「国家それ自体が政治的な統一体であり、それはときに民族として、ときに国家として、ときに政治運動として現れる」とする所説に依拠して⁽⁵⁷⁾、ラートブルフが「法的安定性の僕」とみた裁判官を「民族共同体の全権委員」(Beauftragter der Volksgemeinschaft)に位置づけて、これに確かな「権威」を付与したことである。これは、ビンダーが「法規範の名宛人は臣民ではなく裁判官である」とみる立場(前述)、規範主体を裁判官とする国家主義的な見方に沿っているといえよう。加えて、ヴォルフのいう裁判官像は、「法的等族資格」(Rechtsstandschaft)を有する、民族共同体の「法的共同体成員」(Rechtsgenossen)でなければならないことを強調した⁽⁵⁸⁾。そこにはラートブルフの相対主義における平等な法主体が担う「法的安定性の僕」とは、凡そ似ても似つかぬ権威化した裁判官像が示されている。

いわく「今日の立法者と政府との同一性によって、国家統治の指導原

理による裁判官の権威主義的指導が確保されており、それが裁判官に対して、その自由裁量の枠内においても堅固なよりどころを与えるためである。まさにそれによって、総統の意思のあらゆる行為が法形式に表現されること、そしてそれによって民族に存在する法的安定性の欲求が充足されることが保証されている。その限りにおいて、ナチズム国家も『法治国家』なのである。しかし、それは理解しがたい多様な形態の、結局は無責任な立法者をもつ、形式的な実証主義の条文第一主義国家という意味においてではなく、実体的な法治国家、すなわち実体的な民族と結びついた司法の国家である。このような国家にナチズ的な裁判官の理想像として出現するのが、民族共同体の全権委員である裁判官なのである。裁判官の自由は、恣意によっても、形式主義的かつ抽象的な法的安定性の原理によっても狭められることはない。むしろ制定法の中に表現された、総統によって体现される民族の法的直観によって揺るがぬ基準を与えられ、それによって必要であれば、制限される。我われはこの規制に信頼をおいてよい。というのも、抽象的な法の制定法形式が、すべての法共同体成員の感情と意欲の心情的な一致を可能とするほど十分には、判決の独立性と安定性を確保できることはないであろうからである」と⁽⁵⁹⁾。

ヴォルフは先の論文で「正当な法とは……第三帝国におけるナチズムの法のみである」と説き⁽⁶⁰⁾、正当な法の実践として、公益性と犠牲心を強調した。「公益的な権利行使の要求は、法共同体成員の血の中で生き続けなければならない。まさに各人が法を愛することが必要であり、そのさい自らの権利を犠牲にする覚悟が必要である」と⁽⁶¹⁾。この論文では、法命題を形づくる「権威」に「正当な法」を当てているが、「法理想」論では、総統によって体现される民族の法的直観、それによる法解釈と適用の一切を「裁判官に全権委任」している。この立場は、キール学派と称された同じくラートブルフの門人G. ダームの「実際には、どのような法律でも総統の決断による」から、「総統が唯一の立法者である」とする言説⁽⁶²⁾と軌を一にすること明らかである。そこには「法的安定性の僕」

であった裁判官が、総統の意思に則して「法的安定性」ですら「排除する」(beseitigen) ことを是とする道が拓かれている。刑事司法手続きにおける「弛緩」(Auflockerung) の観念に身をおくことによって、ヴォルフは「法的安定性」の頸木から自由になった。思うに、ヴォルフが裁判官を「民族共同体の全権委員」と権威化する行方には、予め刑事司法手続の「弛緩」が予見されていたのではあるまいか。

註

- (46) ビンダーは「法規範としての名宛人は臣民ではなく裁判官である」とする。(Rechtsbegriff und Rechtsidee, Leipzig 1915, S. 190) このように、法を概念的に国民から切り離して、法を適用ないし執行する公務員にのみ関連させる見解は、まさに規範主体を裁判官とみる立場であって、法実証主義へと接近する立場である。竹下賢前掲、『実証主義の功罪』105頁。
- (47) ダームは、ラートブルフの筆頭弟子として知られる。この師弟関係について常盤敏太の証言がある。日本の門人常盤敏太は、「…ダームが今を時めくキール大学教授として招聘されるまで、ラートブルフがみたダームの地位および経済上の面倒は、至れり尽くせりのものであった。…それが何故に師に弓を引いたか。…これは時代が彼を無理やりに英雄にしたというより説明のしようがない」と記した。常盤敏太「ラートブルフを中心として」(1934)、鈴木敬夫編前掲『ラートブルフ・魔笛の刑法』253頁。なお常盤敏太の著作について、前掲拙論「戦時期における相対主義の受容と変容…G. ラートブルフの所説をめぐって」25頁以下を参照。
- (48) Hugo Ott, Martin Heidegger-Unterwegs zu seiner Biographie, Frankfurt/New York: Campus Verlag, 1992 (Reihe Campus; Bd. 1056), S. 226.
- (49) Heinz Eduard Tödt, Komplizen, Opfer und Gegner des Hitlerregimes, zur > inneren Geschichte < von protestantischer Theologie und Kirche im > Dritten Reich < Hrsg. von Jörg Dinger und Dirk Schulz, Chr. Kaiser, Güntersloher Verlags, 1977, S. 121; 宮田光雄・佐藤司郎・山崎和明訳『ヒトラー政権の共犯者、犠牲者、反対者 — >第三帝国<におけるプロテスタント神学と教会の>内面史<のために —』(創文社、2004) 181頁。
- (50) ヴォルフの著者ともされる『行為者の本質に関して』(1932)は、わずか36頁の小論である。この前年に記された「構成要件該当性の類型」(Typen der Tatbestandsmäßigkeit, 1931)がある。これらの先行研究としては、大谷實「人格責任論の準備的研究 — Erik Wolfの見解を中心として」『同志社法学』第73号(1963)21-49頁。さらに同著『人格責任論の研究』(慶応通信、1972)

99 頁以下が挙げられよう。筆者はヴォルフの人格責任論の難解な原文について、大谷實教授からご懇切な教示を得ている。拙論「『ナチス国家における正法』について…エーリック・ヴォルフ没後 40 年…」『札幌学院法学』第 34 巻第 2 号 (2018) 1-60 頁、とくに 9-21 頁以下。

(51) 林鳳麟は早くも 1934 年に、この論文は「個人主義的自由主義的要素を排して、民族国家的権威主義的要素を刑法の根本精神に取り入れ、国家（国民社会主義的）と人格者を刑法の基礎価値として、すべての刑法上の基礎観念（違法性、責任、保護法益、刑罰の目的等）を此の二者の関係において観念すべきものとなすものである。…我々はさらに広い立場からヴォルフの思想を批判すべきであろう」と批判した。同「エリク・ヴォルフ 刑法改正の危機と再建」『法政研究』第 4 巻第 2 号 (1934) 12 頁。

(52) ヴォルフの行為者本質論がフッサールから影響を受けたものとする立場について、大谷實教授は、独自の見解を展開している。つまり、フッサールが「法を認容する意思情操の頹落」(Verfallen der rechtbejahenden Willensgesinnung) は、「法の頹落」を意味し、「犯罪を法の頹落現象として認識している」ことを指摘して、これは「行為者人格の頹落」を以て情操頹落の本質とは解していない、という。フッサールとヴォルフとは、この点で立ち位置を異にするというものである。G. Husserl, *Recht und Welt*, 1929., S. 123-128, S. 142.; 大谷實前掲「人格責任論の準備的研究」34 頁。

(53) E. Wolf, *Vom Wesen des Täters*, S. 26-27; 大谷實前掲「人格責任の準備的研究」32 頁。

(54) 大谷實教授はまさにこの点において、ヴォルフとボッケルマンの結節点をみている。Bockelmann, *Studien zum Täterstrafrecht*, II. Teil, S. 122-127. 「ボッケルマンの人格責任論」『同志社法学』第 64 号 (1961) 120 頁以下。

(55) これが、まさにヴォルフの「行為者本質論」の帰結であるといえよう。彼が、時勢に便乗してナチ刑法に拍車をかけた経緯をはっきりと描写して、大谷實前掲『人格責任論の研究』112 頁以下。ただ筆者は本稿では、「行為類型論」と必然的な関連にある「行為者類型論」に立ち入らない。ただ、行為類型と行為者類型は必然的な関連にあり、後者は論理必然的に前者を予定することになるが、しかし行為類型に該当させる、この「情操頹落者」に対する評価と段階づけは、明らかに「裁判官に開かれたもの」になったであろうことを指摘するだけに留めたい。

(56) E. Wolf, *Tattypus und Tätertypus*, ZAkDR. 1936, S. 362. 大谷實前掲『人格責任論の研究』110 頁。

(57) シュミットから、「国家は、決して民族から切り離して考えてはならない」を引いて、それを道徳的理念の真実に据えている。Carl Schmitt, *Staat, Bewegung, Volk*, 1933; Wolf, *Das Rechtsideal des nationalsozialistischen*

Staates, ARSP. Bd. 28 (1934/35), S. 356.

(58) ヴォルフはいう。血、身分、そして伝承が、民族とその共同体の名誉を根拠づける本質的要素であるならば、それは市民身分 (Status Civitatis) にほかならず、そこに法的等族資格が成立する。…種が同一でない者には「法的指導性」(Rechtsführerschaft) がなく、凡そ市民として共同体法に参画する資格がない、と。E. Wolf, Rechtsideal, S. 361-362. ヴォルフの平等概念を排除する考え方は、シュミットの「平等」の代わりに「種族の同質性」(Artgleichheit) を採る立場と同一歩調にあった。Raphael Gross, Carl Schmitt und Die Juden-Eine Deutsche Rechtslehre, Suhrkamp Verlag 2000, S. 60ff, S. 62; ラファエル・グロス著『カール・シュミットとユダヤ人 あるドイツ法学』山本尤訳 (法政大学出版局、2002) 37 頁以下、とくに 39 頁。

(59) E. Wolf, Rechtsideal, S. 352.

(60) E. Wolf, Richtige Recht, S. 10.

(61) ヴォルフが、「正当な法」それ自体としての「公益」に向けて、人びとに「犠牲」を強要した問題を突いた研究、すなわち、Michael Stolleis, Gemeinwohlformeln im nationalsozialistischen Recht, J. Schweitzer Verlag, Berlin 1974, S. 34ff.

(62) Georg Dahm, Deutsches Recht, 1944, S. 231. ダームのこうした「全体主義的」見解が公然と展開されているのは、Dahm, Der Methodenstreit in der heutigen Strafrechtswissenschaft, ZStW Bd. 57 (1936), S. 227ff. である。ダームの主張とシュミットの具体的秩序思想は極めて酷似している。これを突いた佐伯千仞「刑法における所謂キール学派について(1)」『法学論叢』第38巻第2号(1942) 286頁とくに301頁。そのみならず、ダームの行為者刑法論がヴォルフと近似することになるのは想像に難くない。ダームいわく、あらゆる犯罪の本質は、共同体に敵対する情操もしくは意思傾向の顕現 (der Hervortreten einer gemeinschaftsfeindlichen Gesinnung und Haltung) にあり、行為は単にその徴表的意義にすぎない、と。それゆえ「行為者の共同体からの墮落の徴表」がまさに“行為”にほかならない。Dahm, Verrat und Verbrechen, S. 284-294. 佐伯千仞・前掲 297 頁及び大谷實前掲『人格責任の研究』115 頁参照。

V. 刑事手続きの「弛緩」

リューピング (H. Rüping) によれば、いわゆる「弛緩」(Auflockerung) とは、ナチズム支配下の刑事手続きの原則的な転換を「統一的なモデル」によって「公益侵害に対処するためすべての力を結集すること」にほかならない。その目的は「検察官の地位を強化することによって権威主義

の原理の下に立ち、裁判官をナチズムの世界観に拘束することを通じて、民族の原理を実現する」ことである。まさに、それは“法治国家を犠牲”にした「手続きの簡略化」によってなされる。リューピングにとって「弛緩」の概念は、総統によって要求された「社会の維持という目的のための判決発見の弾力性」（Elastizität der Urteilsfindung zum Zweck der Erhaltung der Gesellschaft）というテーゼが、形を変えて現れたものである⁽⁶³⁾。

この「統一的モデル」は、二つの帰結を導き出す。具体的には、先ず、検察官を完全に政治指導部に奉仕させ、裁判所をもはや証拠申請に拘束させず、そして既判力ある判決を広範囲にわたって修正できるようにするために、法的安定性を排除するということを実現することである。そこでは、ナチスの司法当局は、「法的安定性」を「民族の保障」（Sicherung des Volkslebens）として理解された実質的正義の内に、はっきりと「解消」（aufgehen）させる⁽⁶⁴⁾。ここで、上述したヴォルフの「裁判官の理想像」を、もう一度精査して見よう。いわく、「裁判官の自由は、恣意によっても形式的かつ抽象的な法的安定性の原理によっても狭められることはない」が、しかし「法の中に出現した総統によって体現される民族の法律観によって揺るがぬ方針を与えられ」、「その方針の下で制限される。」つまり、「法的安定性の僕」である裁判官は、総統によって体現される民族的な法的直観を基準として、司法手続きに携わるというものである。そうであるとすれば、「法的安定性」を「民族の保障としての実質的正義」の内に「解消」するとする「弛緩」の観念と、ヴォルフの掲げる裁判官像とといったいどれほどの相違があろうか。したがって、ヴォルフの説く「民族共同体の全権委員」となった裁判官は、「弛緩」を抛りどころに法的安定性をも遺棄して、すべてを「総統の意思」に還元することを志向していたものとの思わざるをえない。

モデルの帰結が導くもう一つの帰結は、ナチズムの実証主義の下に裁判官を拘束する「弛緩」は、民族共同体内部で「種を等しくする者」である被疑者、被告人に対してだけに適用される、「不平等」が導き出され

るということである。「弛緩」が掲げる「略式訴訟」は、もとよりユダヤ民族に対する特別法を適用することによって、「民族共同体の外に置かれた行為者」に対する生命・身体等の一切の保障を忌避するものであった⁽⁶⁵⁾。この「民族共同体の外に置かれる者」をいか選り分けるか。ここでヴォルフは「法的等族資格」という観念を提起している。もし、血、身分、伝承等が、民族とその共同体の名誉を根拠づける本質的な要素であるとすれば、まさに「法的等族資格」は民族共同体への帰属の可否を決定する基準である。したがって民族共同体の法的等族資格は、「種が同一である者」に限られることになる。ヴォルフはいう。法的等族資格が与えられない、つまり種を等しくしないゲスト民族 (Volksgäste) は、法的共同体法の形成や発展に参加する資格を有しない、と⁽⁶⁶⁾。早くも1934年の時点で、ヴォルフが「法的等族資格」という観念を提唱することによって、論文の文言では「ユダヤ民族」とは表記されていないものの、「種が同一でない者」から裁判を受ける資格を剥奪したことは指摘されてよい。種の異なる者を「選別淘汰」し、「無害化」、「死刑」へと向かう判断基準は、ニコライの掲げた「人種法的法学」(前掲)と軌を一にするものであろう⁽⁶⁷⁾。確かにカール・シュミットは、言葉を置き換えて、被疑者・被告人が「民族共同体の一員」として認められる限り、刑事司法手続きにおいて保護規定を援用することができる、と憲法的に論証している⁽⁶⁸⁾。これに対して、種を異にする「犯罪者」はいかなる司法上の刑事手続きに則ることなく、警察によって「無害化」されるのである。当時において、ドイツ警察の長官は、「異民族の行為は、……司法的な贖罪の観点でみるのではなく、警察上の危険予防という観点で見るときである」と言明したのだった⁽⁶⁹⁾。

VI. 「制定法を超えた不法実務」論の展開…ダイゼロートの所説にふれて

上に素描したヴォルフの「民族共同体の全権委員」、「法的等族資格」という観念への批判、およびリュピングがいう「弛緩」概念とその実態をめぐる分析について、未だ掘り下げるべき多くの論点が残されてい

る。

その一つ、青山秀夫教授が主張した、ナチ体制下における「制定法を超えた不法実務」（*übergesetzliches Unrechtpraxis*）論（前掲）を礎に、これらを客観視して「不法実務」を直視する考察である。いま「制定法を超えた不法実務」とは何か。青山秀夫教授はいう。ナチ司法における制定法の無視、歪曲や空洞化、制定法を超えた欠陥補充のみならず、制定法に反する訂正、無制限の解釈といった多様な仕方ではなされところの⁽⁷⁰⁾、司法の営みである。それらは、数々の「裁判通達」や「ナチ風に解釈された見解に従って解釈されるべきだ」とする判例に支えられていた。当時において、「ナチ裁判官たちは、制定法の文言に忠実に“実証的な”方法で判決を導き出したのではなく、むしろナチ的な評価を充満させた形で制定法を伸縮自在に扱い、制定法の桎梏から大いに自由になっている。それは、ナチ立法への制定法への制定法忠実性による消極的協力ではなく、むしろ、制定法からあまりにも解放されてナチ世界観を実現すべく積極的に協力したというべきであろう⁽⁷¹⁾。」

この「制定法の桎梏からの自由」になった裁判官の存在こそ、まぎれもなく、ラートブルフの実証主義的法思考（*das positivistische Rechtsdenken*）に対する批判にほかならない。ラートブルフは戦後もなく小論「法の改革」（*Die Erneuerung des Rechts*, 1947）で、ナチ下の裁判官をめぐって、その法実証主義的態度の無力さを擁護した経緯がある。

ラートブルフはいう。「法の伝統的な見解、数10年にわたってドイツの法律家の間で争われることなく支配し続けている“実証主義”と『法律は法律だ』というその理論は、法律の形式をしたこのような不法に対して無防備かつ無力にした。この理論の信奉者らは、あれほどまでに正義にかなっているどのような法律も、法として承認することを余儀なくされた⁽⁷²⁾。」

青山秀夫教授の「制定法を超えた不法実務」論は、このラートブルフの論説を正面から否定したものである。たしかに、ラートブルフのいう

ような無防備や無力に陥った法律家の群像も否定できないであろう。しかし、たとえば学者、裁判官等には、「制定法の不法」の立法、運用、つまり解釈と適用に際して、無防備や無力であるどころか、積極的に加担し、「ナチス管弦楽の中でも演奏しなくても、法哲学者として決して生存の危機或いは職業上の危険があったわけではない」(A. Kaufmann)にもかかわらず、不法国家に寄与した者が数多く存在していたことは、数多の文献資料に散見できる。

ここで挙げなければならないのは、ラートブルフ自ら、その「権威刑法か社会的刑法か？」(1933)において、彼の最初の門人ゲームが、刑法改正において「権威」化を掲げ、「人種的に把握された民族共同体」を志向して、ナチ刑法を先導していることを厳しく非難していたという事実である⁽⁷³⁾。そうしてみると、ラートブルフの分身ともみられるゲームが⁽⁷⁴⁾、いわゆる「実証主義」に対して、決して「無防備や無力」ではなかったこと、むしろ積極的に加担したであろうことは、火を見るより明らかである。ここには、ラートブルフの「無防備や無力」の責任を、まさに実証主義にとらせた立論、その真偽が問われることになる⁽⁷⁵⁾。その意味からみて青山秀夫教授の指摘はこの正鵠を得ている。

「ナチ司法は、制定法拘束性によってではなく、むしろ裁判官の価値拘束性または世界観拘束性によって墮落した」とは、青山秀夫教授の「ナチ司法の教訓」の一節である。裁判官が「制定法から自由」になり、実証主義に抵抗せず、政治的に前決定された価値に拘束され、権力へ隷属していく経緯、すなわち「価値拘束性の危うさ」が問われなければならない。その解明には、上掲の青山秀夫教授の論考と併せて学ぶべきものに、本田稔教授の翻訳論文「ディーター・ダイゼロート (Dieter Deiseroth) : 責任は実証主義にあったのか？」とその「解説」がある。とくに採り上げるべきは、ダイゼロートが論文の「結論」で述べている核心部分である。いわく、確かなことは「法実証主義の原理にある形式的な中立性やそれに基づいた法適用、厳格に方向づけられた法適用が、犯罪的なナチ体制を合法化し、それを貫徹させることに貢献したのではな

い。」むしろ「大多数の法曹を準備させ、彼らに能力を与えたのは、むしろ価値関係的な目的のための、つまり規範性を解体する“実質的”な目的のための自己の道具化だった。」(Vielmehr war es gerade die Bereitschaft und Fähigkeit der großen Mehrheit des Juristenstandes, sich für wertbezogene, die Normativität auflösende “materiale” Zwecksetzungen instrumentalisieren zu lassen, S. 8.)「司法は法規拘束性ではなく、価値拘束性（ナチの世界観、民族の法思想、および公共の福祉条項）によって統制されていた」と論じた点である⁽⁷⁶⁾。

このダイゼロートの「結論」を継承し発展させて、本田稔教授は次のように説く。当時において「規範性を解体する実質的な目的」が据えられていることを見抜けなかった法律家の実像について、いう。彼らがなぜ抵抗できなかったのか。それは「法規範に内在しない「実質的」な政治目的のために、法律家が法律を用いて自己を道具化し、不法メカニズムを機動させることを厭わなかった」ことに因る。…近代合理主義は、「目的を内容的に制限する原理を持っていない。そのために、特定の目的が政治や社会において設定されてしまえば、総じて法律家は、ある時には法律を超えて（反・法律実証主義）、またある時には「法」を指針にして（法実証主義）、与えられた目的を実現するために奉仕する。…それゆえに、ファシズムとホロコーストを目的とするナチの恣意的で犯罪的な法律に対して抵抗できなかったのである、と⁽⁷⁷⁾。こうしてみると、まさにヴォルフはナチス体制の早い段階から、「実質的」（政治的）な目的に迎合し、その目的を実現する手段として自己を棄て、ナチの法治に貢献する諸論文を著したと言えるであろう。人は、これを「自由を放棄する罪」（梁啓超⁽⁷⁸⁾）を犯したのではないかとみることができよう。

註

(63) Hinrich Rüping, “Auflockerung” im Strafverfahrensrecht-Grundsätzliche Entwicklung zwischen Liberalismus, “deutschem Gemeinrecht” und Naturrecht, ARSP Beiheft 18, S. 65ff., S. 68 ; ヒンリッヒ・リュューピング「刑事

手続きにおける『弛緩』——自由主義と『ドイツ普通法』と自然法との間における原則的展開」(園田寿訳)、前掲『法、法哲学とナチズム』96頁以下、101頁。本稿で展開する刑事司法手続きにおける「弛緩」の観念については、レビューの説くところに拠る。

- (64) Rüping, a. a. O., S. 68. 前掲邦訳 101 頁。
- (65) Rüping, a. a. O., S. 68. 前掲邦訳 101 頁。
- (66) E. Wolf, Rechtsideal, a. a. O., S. 360-361.
- (67) Radbruch, Strafrechtsreform, a. a. O., S. 332. (GRGA IX. 前掲註 33)
- (68) シュミットの立場は、ニュルンベルク諸法に規定されている同種の血を有する市民を前提としており、実に「帝国の市民とは、この諸法に則した完全に政治的な権利の担い手である」RGB1. I, S. 1146. (Blutschutzgesetz, 1935.10.15) に則したものである。Raphael Gross, Carl Schmitt und Die Juden -Eine Deutsche Rechtslehre, Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main, 2000, S. 119; ラファエル・グロス『カール・シュミットとユダヤ人 あるドイツ法学』山本允訳(法政大学出版局、2002) 82 頁。
- (69) Neuordnung des Strafverfahrensrechts, Denkschaft des NS-Rechtswahrerbundes, 1937, S. 81 (S. 108ff.); Rüping, a. a. O., S. 68. 前掲邦訳 101 頁。
- (70) これが「特別法」の運用がもたらした、体制の敵と「異民族」に対する所謂「略式訴訟」といわれるものの現実であった。Rüping, a. a. O., S. 72. 前掲邦訳 107 頁。このことは、リュツタースの判例解説(帝国労働裁判所 RAG, 1940. 7.24. 判決)が、ユダヤ人とアーリア人を対等に扱っている法律規定は、ユダヤ人への保護を拒むように解釈すべきで、「法律を尊重するということは、その法律を現代のニーズに合わせて意味的適合的に適用することである」との判示の実践でもあったろう。青井秀夫前掲「実証主義伝説の謎」33 頁。まさに、この「意味適合的に」法律を超えて適用する裁判官が問責される。
- (71) 裁判官が「ナチ世界観に浸潤された結果」、「きわめて柔軟な司法実務」を行った不法性が問われる。青山秀夫前掲「実証主義伝説の謎」10 頁。その背景には、一例として、フライスラーの論文「法と立法者」(Recht und Gesetzgeber, 1936)で、「司法の使命とは、自らをナチ体制の全体主義的要請に対して徹底的に従属させること」として、裁判官に要請した事実もみられる。Helmut Ortner, Der Hinrichter Roland Freisler-Mörder im Dienste Hitlers, Nomen Verlag, Frankfurt am Main 2014, S.110.; ヘルムート・ヘルムート著『ヒトラーの裁判官 フライスラー』(白水社、2017) 101 頁。
- (72) Radbruch, Die Erneuerung des Rechts, 1947. RAGA III, S. 108; 「法の改新」上田健二訳、『同志社法学』第 334 号 (61-1, 2009) 50 頁。
- (73) Radbruch, Autoritäres oder Strafrecht? 1933. GRGA VIII, S. 235ff. 前掲拙訳

124 頁以下。

- (74) ラートブルフは、ゲームを公私ともに支えたとされる。常盤敏太前掲「ラートブルフを中心として」註 (47) を参照。
- (75) この点は、本田稔教授のラートブルフ批判と結びつくであろう。本田稔前掲「ナチス刑法における法実証主義支配の虚像と実像」註 (10)
- (76) Dieter Deiseroth, War der Positivismus schuld? -Anmerkungen zum Thema Juristen und NS-Regime achtzig Jahre nach dem 30. Januar 1933, in: Betrifft JUSTIZ Nr. 113, März 2013, S. 5-10: ディーター・ダイゼロート「責任は実証主義にあったのか? — 1933 年 1 月 30 日から 80 年目のテーマ「法律家とナチ体制」に関する評論 —」本田稔訳、『立命館法学』第 360 号 (2015) 144 頁-145 頁。この D. ダイゼロートの原文を入手するに際して、札幌学院大学法学部 田處博之教授から懇切なご支援を得た。記して感謝の意を申し上げる。ただ、本文では本田稔教授の訳文を引用して立論したが、この箇所については、「価値関係的で、規範性を解消する「実質的」目的設定のために自らを道具化させたのは、むしろ、まさしく大多数の法曹の心構えと能力であった」と訳した方がより原文に則している、という指摘が見られた。
- (77) Deiseroth, War der Positivismus schuld? ; 「責任は実証主義にあったのか?」前掲解説 149 頁以下、157 頁。
- (78) いわゆる「放棄自由之罪」について、杜鋼建「梁啓超の人権思想」、同『中国近百年人権思想』（汕頭大学出版社、2007）、拙訳として「憲政における梁啓超の人権思想」；鈴木敬夫編訳『現代中国の法治と寛容 — 国家主義と人権憲政のはざままで』（成文堂、2017）323 頁以下、とくに 340 頁。

結. プロテスタントとしてのヴォルフ…虚像と実像

筆者は最後に、ナチスに心酔したヴォルフの法哲学ないし刑法観から、ラートブルフの「法の宗教哲学」（Über Religionsphilosophie des Rechts, 1919）⁽⁷⁹⁾ を学んだ門人としては、まったく想像すらできない、もう一つのヴォルフ像があることを指摘しておきたい。ナチズムを翼賛した学長ハイデガーは、腹心としてヴォルフを法学部長に迎えた。しかし、ヴォルフによる余りにも急進的なナチズム的教科目の革新が学内の激しい摩擦を引き起こし、終にヴォルフは部長職を辞すことを余儀なくされた。1933 年 12 月 7 日のことである。この事件を境に、ヴォルフはプロテスタントの「法神学」（Rechtstheologie）へと転向した、とされる。

ヴォルフの「人と思想」をまとめたシュタインミュラー（W.

Steinmüller) の記述や、ヴォルフ自らの回想録によれば、ヴォルフは「自らの信仰と良心の証言」に従って、1930年にはナチ政権に抗議し、「告白教会」(Bekennende Kirche) の一員として「闘った」と記されている⁽⁸⁰⁾。そして1933年ヒトラーが政権を握った直後、ニーメラー (M. Niemöller) などによる「牧師緊急同盟」の招集にも応じ、10月23日夜、より強固な組織的抵抗を確約する秘密集会・兄弟団“Bruderrat”に参加している⁽⁸¹⁾。まさに、このような時期に、ヴォルフは論文「教会と学者」(1933)⁽⁸²⁾を著し、「新教法神学」(Evangelische Rechtstheologie) の研究者として一歩踏み出した、とも記されている。韓国の崔鍾庫 (Chongko Choi) 教授は、当時のヴォルフを回顧して、これを「法哲学の実存神学的動機を自らの教会闘争の認識と結びつけ、法の実存神学を目指した」⁽⁸³⁾証しとみた。

だが立ち止まって、ヴォルフの法神学ないし実存神学への歩みを凝視すれば、だれもが、その精神的な二重性に驚かざるを得ないであろう。それは彼の1933年から1934年にわたる著作を概観すれば判然とする。なによりも、如上にみた刑法分野と法哲学分野の著作4編の執筆された時期が、プロテスタントを自負する者の学者生活と重なっているからである。彼は、論文「行為者の本質について」で人格責任論を展開し、「法共同体」から「頹落した者」の良心ないし人格を否定し、可罰の対象に据えたことは、すでに述べたところである。さらに法神学へ向かうヴォルフが語る「信仰告白する共同体的実存」(den Glauben bekennende gemeinschaftliche Existenz) を本質とする“実存神学”⁽⁸⁴⁾と、彼の「民族と人種が育む民族共同体」による“民族法”の法理想との間の、あまりにも大きな隔たりを如何にみるか。キリスト教に関して門外漢である筆者はこれについて語る資格はないが、ただ彼が記した紙上に遺した言説をたどることは許されよう。

まず、ナチス政権が成立したその年に、ヴォルフは「偉大な指導者への信仰 (Glauben)」を掲げた。そのナチス「国家の正当な法」論では「その道徳的な全体性は、神という歴史の主の最高の権威のもとにおかれる

ことから生ずる。ここで本質的に必要となる、ナチズムとキリスト教の結合への認識が開かれる。人種および民族性の自然法および歴史法を認めること、というヒトラーの健全な要求を伴うヒトラーの国家は、キリスト教会という、この秩序の創造者・維持者を告げ知らせる者を必要とする」と述べ⁽⁸⁵⁾、偉大な指導者とキリスト教会との結びつきを図っている。そして彼は、はっきりと「国家の全体性は神という最高の権威による正当化を必要とする。人種および民族性の自然法の現世における有効範囲は、福音という永遠の真理による限定および確認を必要とする。キリスト教の規律や道徳規範との一致が、民族秩序にかなう正当な法に対する完全な保証を与える」と結論づけた⁽⁸⁶⁾。しかし、この論文が、プロテスタント神学者カール・バルトが「キリストの前での信仰告白以外には、一切の権威も容認できないとする」声明、すなわち神を以てするナチスへの抵抗を証言した、いわゆる『バルメン宣言』（Die Barmer Theologische Erklärung, 1934）⁽⁸⁷⁾と同じ時期に著されたものであることを忘れてはならない。『バルメン宣言』は、当時のキリスト者にとって「福音主義」の御旗以外のなにもものでもなかったが、プロテスタントのヴォルフは何処へ身を隠してしまったのか。ただ、ヴォルフに「福音という永遠の真理」と「民族秩序」を語らせた四囲のプロテスタント神学者の思潮も問責されなければならない。当時名を馳せていたナチ神学者ヒルシュ（E. Hirsch）は、主著『哲学的かつ神学的考察に基づく現代の精神状況…ドイツの1933年を理解するための大学講義』（Die gegenwärtige geistige Lage im Spiegel philosophischer und theologischer Besinnung, 1934）で、宗教教育的色彩の濃厚な「新しいドイツ民族秩序論」を展開したことはよく知られている⁽⁸⁸⁾。ヴォルフの「福音という永遠の真理」という言葉は、ヒルシュにもよくみられるもので、彼がヒルシュの著書に魅かれていたことが推定できる。

バルトは、ひろく弁証法神学者として知られる。彼の確信は「神学は信仰の言葉で展開されなければならない」、「国家は創造の秩序の領域には属さない」という一言に尽きる。ナチ体制下にあつて、バルトは「福

音と律法」(Evangelium und Gesetz, 1935)を著し、「福音から切り離された律法」の危うさを、繰り返し警告したのだった。彼は「福音から切り離された律法という概念を通して、家族、民族、人種、血といったいわゆる創造の秩序と自然的秩序とが、キリスト教的生活の遂行を絶対的に拘束する上で、いかに重要性を獲得していったか、はっきりと見据えていた」のである⁽⁸⁹⁾。つまり自然神学を崇め、諸秩序を絶対的なものとして解釈しようとすることは、人間の側から神の王国に土足で踏み入る不法な試みにほかならない。こうした「人間的な業としての国家」⁽⁹⁰⁾による「神を対象に変えてしまう試み」が問われるのは、まさに対象化された神は偶像にすぎず、真の神ではなくなるからである。いかに「諸秩序、自然法、歴史的時間とその要求」は相対的に価値をもっているとしても、バルトによれば、それらは「神の本来的意志と見なされることができない」ものである。だれであれ、諸秩序を絶対的な存在として扱う者は、自然神学と偶像崇拜とを行っているものといえよう⁽⁹¹⁾。こうしてみると、真実、「人間的な業としての国家もまた、人間の罪の倒錯にかかわりをもっている。」(Als menschliches Werk nimmt auch der Staat teil an der sündigen Verkehrtheit der Menschen.)⁽⁹²⁾人間の罪の倒錯、つまりヒトラーの国家の営みほど罪深いものはない。

「福音から切り離された律法」、自然神学の「創造秩序のイデオロギー」(Schöpfungsordnungsideologie)に浸かり、ナチス民族共同体の栄達を目論むヴォルフの論考は、ニーメラーやバルトが集う「告白教会」の信条とは凡そかけ離れたものになっていたといえよう。崔鍾庫教授は、ヴォルフの説く「秩序の創造者」の位置づけに、それが「似而非神学」へ陥る危険な契機をみている。ヴォルフがナチ化されて似而非神学へと向かう経緯を次のように述べている。「法哲学自体の論理としては、ナチズムの激流に対抗することは不可能であり、創造秩序という似而非神学(Pseudotheologie)もこれを制御することはできず、むしろ、第三帝国の御用理論を補うものですらあった。1936年、すでに創造秩序(Schöpfungsordnung)は、聖書的・神学的よりも政治的に深く基礎づけ

られており、イデオロギー的に誤解される危険性を含んでいる、とみなされた。創造秩序の信仰は、神学的にも神以外に「世上」の自律性を強調すべきなのである」と⁽⁹³⁾。

シュタインミュラーは、ヴォルフが真摯に「キリスト中心的な法神学」(christozentrische Rechtstheologie)や「神人間学」(Theanthropologie)へと転向したのは、1945年以降であるとも記している。その後、ヴォルフには『法思想と聖書の指示』(Rechtsgedanke und biblische Weisung, 1948)、『隣人の法』(Recht des Nächsten; Ein rechtstheologischer Entwurf, 1958)など、多くの「法の神人間学」に関する著作が遺されている⁽⁹⁴⁾。しかし、これらとは別に、ヴォルフの法思想を理解するうえで、E. Wolf, Grosse Rechtsdenker der deutschen Geistesgeschichte, 1939 (4. Aufl., 1961)及びDas Problem der Naturrechtslehre, 3. Aufl., 1964がある。これらの書物には、かつてナチスに迎合した己の法哲学思想について、一言も触れられていない。ただ本稿の冒頭に掲げた「バルトへの書簡」が一通遺された。彼の信仰告白とみるべきか。

註

- (79) Radbruch, Über Religionsphilosophie des Rechts, 1919 GRGA IV, S. 35-48 ; 拙訳「法の宗教哲学」札幌商科大学『論集』第2号(1969)47頁以下。
- (80) これに関しては、ヴォルフが自ら編集したE. Wolf, Sieger in Fesseln; über religiöses Leben im Gefängnis, 1947. in: Steinmüller, Evangelische Rechtstheologie, 1968, S. 274.
- (81) E. H. Robertson, Christians against Hitler, 1962, p.32. に詳しい。この経緯については、崔鍾庫(Chongko Choi, 1947~)の論文「에릭 볼프의 법사상(エーリック・ヴォルフの法思想)」、同著『法史と法思想』韓国語(Seoul, 博英社、1980)、298頁以下に詳しい。318頁。この韓国文の拙訳が『札幌学院法学』第2巻第1号(1981)、61頁以下、特に88-89頁。なおその要旨が拙論「ナチス国家における正法について」(前掲)40頁以下に掲載されている。なおヴォルフの最晩年の弟子は、A. ホーラバツハ(A. Hollerbach, 1931~)である。崔鍾庫教授はホーラバツハを経てヴォルフの孫弟子にあたる。
- (82) 崔鍾庫前掲『法史と法思想』319頁。拙訳90頁。
- (83) 崔鍾庫前掲『法史と法思想』319頁。拙訳90頁。シュタインミュラーに

よれば、ヴォルフが「聖書の指示」の「キリスト中心的な法神学」(christozentrische Rechtstheologie)へと転換したのは、1945年以降であったと記している。

(84) 崔鍾庫前掲書 319頁。崔鍾庫教授は、この共同体で「教会法は、実に信仰的実存の告白の中に立っている！」(Bekennendes Kirchenrecht!)とする、ヴォルフを引いている。Erik Wolf, Kirche und Recht, 1936, in: Wolf, Rechtstheologische Studien, S. 264ff.

(85) Wolf, Richtiges Recht, a. a. O., S. 26. この立場から、ヴォルフの「法哲学の実存神学的動機を自らの教会闘争を結びつけ、法の実存神学を目指した」という姿勢(崔鍾庫述)を導き出すことができるであろうか。註(83)参照。

(86) Wolf, Richtiges Recht, a. a. O., S. 27.

(87) すなわち「ドイツ福音協会主義協会の状況に対する神学宣言」の行間には、真の神をもってするナチスへの抵抗精神が漲っている。本稿ではこの「神学宣言」の内容にまで立ち入る余裕も能力もない。しかし「宣言」第五テーゼは、いわゆるバルト神学の核心であると信ぜられる。すなわち、「教会は神の国を、また神の戒めとを想起せしめ、そのことによって、統治者と被治者との責任を想起せしめる」と。(Die Barmer Theologische Erklärungen, 38.) H. E. Tädt, Komplizen, a. a. O., S. 123-124. 邦訳 185頁。

(88) 確かに、時勢に迎合した学者の中に、神学者が多かったことを指摘されている。エリクセン(R. P. Ericksen)は、その著『第三帝国と宗教——ヒトラーを支持した神学者たち』Theologians under Hitler-Gerhard Kittel, Paul Althaus and Emanuel Hirsch, Yale Univ. Press, 1985; 邦訳、古賀敬太・木部尚志・久保田浩訳(風行社、2000)において、エマニエル・ヒルシュ(E. Hirsch)など卓越したプロテスタント神学者が、みごとにナチに魅力を感じて魅かれていくさまを詳述している。とくにIV. 邦訳 191頁以下。彼らに共通しているのは、第一次大戦後の深刻な「近代性の危機」に直面し、ナチズムを肯定的に捉え、ドイツ民族や文化の刷新およびキリスト教的道徳観、秩序感の再生をナチズムの展開に仮託したことであった。Ericksen, *ibid.*, p.150. 邦訳 234頁。ヴォルフもその仮託を信じた一人であったといえよう。E. ヒルシュ、G. キッテル、P. アルトハウスなど三人の神学者たちは、終にナチズムの魔性を見抜くことができなかつたのである。千葉眞「ヒトラーの魔性に取り込まれた神学者たち」、http://www.fuko.co.jp/tayori/tayori_011.html (2017.10.10)

(89) テートは第20章「カール・バルト…ドイツの神学と教会との《敵》…」(Karl Barth als Feind der deutschen Theologie und Kirche)において、バルトの『福音と律法』(1935)の意義を明らかにしている。Heimz Eduard Tädt, Komplizen, a. a. O., S. 219ff. S. 227. 前掲邦訳 337-351頁。筆者はテートの“バルト神学論”に多くを学んだ。なおバルト「福音と律法」は、バルト選集第5

卷、井上良雄訳（新教出版社）に収められている。

- (90) H. E. Tädt, Komplizen, a. a. O., 26. 前掲邦訳、350 頁。人間による国家形成は、およそキリストの「和解の業」の働く領域に属するものであって、権力獲得をめぐる闘いとしてではなく、「悔い改め」として説かれている。H. E. Tädt, Komplizen, a. a. O., S. 118. 邦訳、175-176 頁。
- (91) H. E. Tädt, Komplizen, a. a. O., S. 227；邦訳 350-351 頁。
- (92) H. E. Tädt, Komplizen, a. a. O., S. 119；邦訳 178 頁。
- (93) 崔鍾庫前掲『法史外法思想』320-321 頁、拙訳 90-91 頁。
- (94) ヴォルフによる一連の神学・人間学的な問題提起のなかで、その立場を鮮明に説いた論文が「法人間学の問題」（1966）であるといえよう。そこでは「隣人の法」論を超越した「法終末論への移行の展望」（Ausblick im Übergang zur Rechtseschatologye）が詳述されている。すなわち、「神の慈悲深い審判による人間的な法への到来」論と「キリストの裁く恩寵による人間的な法の中の滞留」論である E. Wolf, Das Problem einer Rechtsanthropologie, in: Die Frage nach dem Menschen. -Aufriss einer philosophischen Anthropologie, Festschrift für Max Müller zum 60. Geburtstag 1966, S. 130ff., S. 152-153. この優れた邦訳として西野基継訳「法人間学の問題」『法経論集』第 95 号法律篇・愛知大学（1981）83 頁以下がある。

Summary（日本語）

法実証主義の陰影…G. Radbruch と E. Wolf

戦前ドイツの法哲学者である Erik Wolf（1902～1977）は、ヒットラーを信奉して、論文「行為者の本質に関して」（Vom Wesen der Täters, 1932）、「ナチス国家の正当な法」（Richtiges Recht im nationalsozialistischen Staate, 1934）、「ナチス国家の法理想」（Das Rechtsideal des nationalsozialistischen Staates, 1934/1935）など数篇の論文を著して、ナチス法治国家に法哲学的基礎を与えたといわれる。E. Wolf の指導教授である Gustav Radbruch（1878～1949）は、相対主義（Relativismus）を基礎に、民主的な法治国家論を唱え、その核心に「法的安定性」（Rechtssicherheit）を据えた。この論文は、このような Radbruch の実証主義的立場が、Wolf の思想にどのような影響を与え、それが如何なるナチ法哲学理論を形成させたか、を問うものである。

Radbruch は、主著『法哲学』（Rechtsphilosophie, 1932）で、実証主義の核心的部分について、次のように述べた。すなわち、裁判官が“正義の奴隷”になることを躊躇するような場合は、常に“法的安定性の奴隷”であるべきである。「我々は自己の確信に反して説教する牧師を軽蔑するが、法律に忠実なため、自己のこれに反対する法感情によって迷わされない裁判官を尊敬する」と。

しかし、ナチズムに迎合し、ヒトラー総統を信奉した Wolf は、ナチ法体制に積極的に加担して、言う。「ナチス国家は実証主義の条文第一主義の国家ではなく、実体的な民族と結びついた司法国家である。この国家にナチス的な裁判の理想と出現するのが、“民族共同体の全権委員”（Beauftragter der Volksgemeinschaft）としての裁判官である。裁判官の自由は、恣意によっても、形式主義的かつ抽象的な法的安定性の原理によっても狭められない。それは、むしろ制定法の中に表現された、総統によって体现される民族の法的直観によって確固たる基準が与えられる」と。ここでは、Radbruch のいう“法的安定性の奴隷”たる裁判官像はまったく消え失せてしまい、法的安定性から解放された、“総督の奴隷”として裁判官像が展開されている。Wolf の立論は、まさに「総統が唯一の立法者」であるというナチス国家論へ奉仕する道である。

ただ、人は想像すらできないことだが、Wolf は自らの回顧録や、孫弟子崔鍾庫（Chongko Choi, 1947）教授の証言によれば、1933年の Wolf は、「自らの信仰と良心の証言」に従って「告白教会」（Bekennende Kirche）に結集して反ナチ運動に加わり、「新教法神学」（Evangelische Rechts-theologie）の研究に踏み出した、とされている。真実、如上に掲げたナチズムを受容した彼の論文は、ちょうどこの時期に表された著述である。いま顧みて、法哲学者 Wolf の“法の宗教哲学”（Religionsphilosophie des Recht）が問われることになるろう。

※註12. 参照。以下の書簡は、筆者がフライブルク大学に留学していた際、H.welzel教授からいただいた「法の効力」(Rechtsgeltung) についての書簡である。文中、Zong Uk Tjong とは、註21の鄭鍾易教授を指す。

STRAFRECHTLICHES INSTITUT DER UNIVERSITÄT BONN

DIREKTORIN:
PROF. DR. GERALD GÜEWALD (GESCHÄFTL. DIREKTOR)
PROF. DR. HANS WELZEL, PROF. DR. ARMIN WACHTMAN

58 BONN, DEN 18. 2. 1976
ADENAUERALLEE 24-26
FERNRUUF 12/41 81

Herrn
Professor Dr. Keifu Suzuki
Dorfstraße 53
7802 Merzhausen b. Freiburg (Brsg.)

Lieber Herr Kollege Suzuki!

Für die Übersendung Ihres Briefes vom 12. Februar 1976 danke ich Ihnen vielmals.

Ich freue mich mit Ihnen, daß Sie mit Herrn Zong Uk Tjong in Freiburg einen guten Lehrer gefunden haben, der Ihnen hier in Deutschland behilflich sein konnte und Ihnen manchen beggbaren, guten Weg gewiesen hat.

Wie Sie mir berichten, haben Sie meinen Aufsatz "An den Grenzen des Rechts; Die Frage nach der Rechtsgeltung" ins Japanische übersetzt, dafür möchte ich Ihnen herzlich danken. Wie ich aus der beigefügten Liste ersehe, sind Sie Spezialist auf dem Gebiet der Übersetzungen vom Deutschen ins Japanische. So wird auch meine Schrift von Ihren Herren Kollegen in Japan gelesen werden können.

In der Anlage übersende ich Ihnen ein Exemplar meines Aufsatzes und hoffe, daß ich Ihnen damit eine Freude bereiten kann.

Mit dem Wunsche, daß es Ihnen weiterhin gut gehen möge verbleibe ich mit den besten Grüßen

Ihr sehr ergebener

